

記入注意

調査項目の説明

6 従業者数

従業者数は、事業所で従事する人数を項目別に記入してください。なお、他の企業や人材派遣会社から受け入れている出向者や派遣者を含みますが、他の企業へ出向させている者及び下請会社などの請負労働者については除いてください。

(1)「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時従事している者をいいます。したがって、実務にたずさわっているない事業主と、その家族で手伝い程度のものは含めないでください。

(2)「常用労働者」とは、次の（ア）～（オ）のいずれかの従業者をいい、これを「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」別に記入してください。

(ア)期間を決めず、又は1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者。

(イ)日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。

(ウ)他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱います。

(エ)重複、理由なしで役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(オ)事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

①「正社員、正職員等」には、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者を記入し、他企業に向出している者を除きます。

②「パート・アルバイト等」には、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者を記入してください。

③「出向・派遣受入者」には、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣者を記入してください。

(3)「臨時雇用者」には、常用労働者以外の雇用者で、1ヵ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者を12月給与の帳簿締切現在で記入してください。

7 常用労働者毎月末現在数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。したがって個人事業主、無給家族従業者、臨時雇用者は、含めないでください。

8 現金給与総額

(1)事業所が支払っている給与等（派遣会社への支払額などを含みます）について、所得税、保険料、組合費などを差引かない、いわゆる締込みの現金給与を記入してください。ただし、現物支給したものについては除きます。なお、販賣事業所として本社が負担している場合も含めて記入してください。

(2)「常用労働者のうち雇用者に対する基本給・諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」

(ア)労働契約、团体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをおいします。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。

(イ)ただし、出向、派遣受入者に対する支払額は「その他の給与額等」に記入してください。

(3)「その他の給与額等」

常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額（派遣会社への支払額など）、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などを記入してください。

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

消費税額を含んだ金額を記入してください。

(1)「原材料使用額」

(ア)燃料以外のすべての製造加工用等の原材料（他企業の事業所へ製造、加工を委託した際に支給した原材料及び製品を含みます。）及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます（購入額を記入するものではありません）。

(イ)原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。

(ウ)同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものは古価に換算して記入してください。

(エ)燃耗として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えはゴムクス製造用の石炭、ゴム溶剤用に用いた石油などは、原材料使用額に含めてください。

(2)「燃料使用額」には、暖房用も含みます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が使用的した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。

(3)「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。なお、自家発電によるものは除きます。

(4)「委託生産費」（外注加工費）とは、自己の所有する原材料又は製品を他企業の事業所に支給して製造、加工を委託した場合に支払う加工費をいいます。したがって、支給した原材料又は製品を「原材料使用額」に記入します。

(5)「製造等に関連する外注費」とは、「製造原価」（完工原価）に計上した外注費から、委託生産費（外注加工費）、派遣会社への支払額及び固定資産に計上されるもの並びに警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理、販売関係の外注費を控除了した額をいいます。

具体的には、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の搬付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等、当該事業所収入に関係する直接的な外注費用をいいます。

(6)「転売した商品の仕入額」とは、平成19年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額をいふ、以下により計算してください。

年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額

なお、転売品とは、他の事業所（同一企業に属する他の事業所を含みます。）から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・

充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含みます（ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます）。

10 有形固定資産

事業所が所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む。）を帳簿価額によつて記入してください。

(1)「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産（建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）」の両方を、それぞれ記入してください。

(2) 取得額

(ア)購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替えを、取得の際の帳簿価額又は振り替えの際の評価額で記入してください。

(イ)増設、改修、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は、記入しないでください。

(3)「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は減失による除却額を「土地」と「有形固定資産計（土地を除く）」に区分して記入してください。

(4)「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額で当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。

「減価償却額」がない場合は、「0」を記入してください。

(5) 建物・構築物

(ア)建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その経営附属物（構のものを含む。）及び附帯設備を含めてください。

(イ)構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。

(6)「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産に振り替えられた金額を「会計の減」に記入してください。ただし、有形固定資産以外のもの（例えは、ソフトウェアなどの無形固定資産など）及び土地については除いてください。

11 リース契約による契約額及び支払額

消費税額を含んだ金額を記入してください。

(1)「リース」とは、「賃貸借契約であつて、物件を使用する期間が1年を超えて、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。

(2)「リース契約額」には、新規に契約したリースのうち、平成19年1月から12月までに収取が完了し物件供借証を交付した物件に対するリース契約額（リース総額）の合計金額を、「リース支払額」には、事業所に存在するすべてのリース物件（平成19年以前に契約したものを含む。）に対する年間の支払リース料の合計金額を記入してください。

「リース契約額」がない場合は、「0」を記入してください。

(3)リース取引を先買取引による方法に準じて会計処理を行っている場合は、リースには記入せず、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入してください。

12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

帳簿価額によつて記入してください。それが難しい場合は、見積り市価によつてください。

(1)「在庫額」には、事業所が製造等のために所有するもの（他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給している原材料を含みます。）を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び販売した製品（受託生産品）、仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの（転売品）は、含めないでください。

(2)部分品も事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

13 製造品の出荷額、在庫額

消費税等内国消費税額を含んだ金額で記入してください。ただし、在庫額については、帳簿価額によつて記入してください。

(1)「在庫額」には、事業所が製造等のために所有するもの（他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給している原材料を含みます。）を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び販売した製品（受託生産品）、仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの（転売品）は、含めないでください。

(2)部分品も事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

14 製造品の出荷額、在庫額

消費税等内国消費税額を含んだ金額で記入してください。ただし、在庫額については、帳簿価額によつて記入してください。

(1)「製造品」には、部分品、副産物、製造工程から出たなくず、廃物も記入してください。

(2)「製造品名」は「貢加工品名」、「その他の収入の種類名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に配付した「商品分類表」によつて記入してください。

(3)調査票欄に書きづけないときは、調査票と同時に配付した「工業統計調査のお願い」にある補助用紙を用いてください。その際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計金額は、調査票の「製造品出荷額計」、「製造品在庫額計」、「加工費収入額計」、「その他収入額計」欄に記入してください。

(4) A品目別製造品出荷額

(ア)自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工させたまま出荷したものの（委託生産品）も含みます。

(イ)転売品（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものも含みます。）は、ここには含めないで、「A品目別収入額」に「転売収入」として記入してください。

(ウ)割引・値引されたものは、その分を差し引いてください。

(エ)同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもののも含みます。なお、その際の出荷額については、市価によって記入してください。

(オ)製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは、ここには含めないで、「A品目別収入額」に「製造小売収入」として記入してください。ただし、インターネットや電話などを通じて店舗によらないで販売したものは、「A品目別製造品出荷額」に含めなくてください。

(カ)出荷額は、工場出荷金額とし、積込料、運賃、保險料及びその他の諸掛を除いた金額で記入してください。

(キ)取引先での据付、貯庫や保守・点検などを含めた契約となつて製造品については、製造品の代金は「A品目別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「A品目別収入額」に「建設業収入」として、保守・点検の代金は「A品目別収入額」に「サービス業収入」としてそれ各自分離して記入してください。

(オ)「A品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないでください。

(6)「A加工費収入額」には、他企業の事業所が所有する原材料又は製品に貢加工して

平成19年中に引き渡したものに対して受け取る加工費を記入してください。

(注)この調査において貢加工といふのは、他企業の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限ります。したがって、普通に加工業と呼ばれる産業に属する事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。

(7) 工その他の収入額

(ア)「A品目別製造品出荷額」及び「A加工費収入額」以外の収入を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入はここには含めないでください。

(イ)「修理料収入」、「販売料収入」、「冷蔵保管料収入」は、ここに記入してください。

(注)船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理料収入」としないでください。自己の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費収入額」に記入してください。

(ウ)転売品（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含みます。）は、「転売収入」にしてここに記入してください。

(エ)製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものの（たゞ、インターネットや電話などを通じて店舗によらないで販売したものは除きます。）は、「製造小売収入」してここに記入してください。

15 酒税、たばこ税、揮発油税 地方道路税の合計額（消費税を除く内国消費税額）

事業所で製造した課税対象の製造品に対する納付税額又は納付すべき税額を記入してください。

16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものいわい、商社等他の企業を経由して輸出したものは除きます。[14, 13]のア、ウ、エの合計額に占める直接輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。

17 主要原材料名

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作るのは、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

18 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び貢加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程は段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちどの製法によつているか、また、機械によつているか、手作業によつているか、要点を明確に記入してください。

19 工業用地及び工業用水

(1) A事業所敷地面積及び建築面積

(ア)「敷地面積」には、事業所で使用（賃貸を含む。）している敷地の全面積を記入してください。ただし、区画、住宅、グラント、倉庫、その他福利厚生施設などで使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。

(イ)「建築面積」には、上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の面積の合計を記入してください。

(2)「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいいます。

(3)「1日当り用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を日数で割ったものです。

(4) イ1日当り水源別用水量

(ア)「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。

(イ)「工業用水道」とは、飲用に適しない工業用水を供給するものです。

(ウ)「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。

(エ)「その他の水道」には、上記のいずれにも属しない「回収水」以外のもので、例えは、河川、湖沼又は貯水池から取水する（地下水）及び河川敷又は旧河川敷内におい集水きぎよによって取水する（伏流水）、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

(オ)「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水の量を記入してください。

(5) ウ1日当り用途別用水量

(ア)「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(イ)「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、バルブ製造工程におけるバルブの浸漬溶解水、ビスコース製造工程におけるか性ソーダの溶解用水、染色用水などです。

(エ)「洗じよう用水」とは、工場設備又は製品の洗じよう用に使用される水をいいます。

(オ)「冷却用水・温調用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水（冷却用水）、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水（温調用水）をいいます。

備考欄

前回調査（平成18年調査）で製造品出荷額に転売を含んで報告していたかどうかについて、転売を含んでいた場合は1に、含んでいない場合は2に○をつけてください。

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、前に比べて著しく数値が多い又は小さい場合には、その理由を記入してください。